

第14回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 館石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員
下條洋平主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第36号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第 4 報告第37号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第 5 報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 6 報告第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
取り下げについて
 - 日程第 7 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 8 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第 9 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について

議 長

梅雨が上げて、昨日は中津川方面では相当な強い雨で大変だったわけですがけれども、直近の天気予報では、まだ強い台風 10 号、関東地方に直撃で明日明後日にあたり、東北の方に来るだろうということで、通りすがりあちこち田んぼ見てきたわけですが、ちょっとひえの密集してるところがかなり見受けられました。今後も台風が上陸したら、ちょっとした被害なのかなと思うところでありましたけれども、あんまり品質に影響がなければいいなと思うところでありました。今日は朝からで、今後は農地パトロールということで 1 日、皆様大変な活動になるわけでありまして、農地パトロールは農業委員活動の基本的な部分でありまして、これを中心に委員会が回ると言っても過言ではない活動であります。また、地域計画の部分でも、現地を知るってということが一番大切なことだと思いますので、皆さんとして力を合わせて、自分の担当範囲の現状がどういうことになっているかってことを、今日はしっかり確認していただきたいと思います。なかなか大変なときで、午後から雨という予報が出てますけれども、なかなか大変でありますけれどもよろしく願いしたいと思います。

今、国では、各総裁の選挙ですね、立憲民主党、また自由民主党で総裁選挙に向けた動きがさらに活発化していきます。秋に向けて本町も選挙ということで、いろいろあるわけですが、次の、日本、また次の飯豊町をつくるための大切な選挙でありますので、皆さんとともに一緒に考えながら、清き 1 票を投じたいと思いますので、これからもよろしく願いしたいと思います。それでは、ただいまより第 1 4 回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第 1 「会議録署名人の指名について」運営内規第 8 条の規定により、9 番二瓶幸浩委員、1 番巻坂藤博委員を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日 1 日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 3 6 号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補

非農地証明願いの報告がありましたので、報告致します。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字万太屋敷 26-1 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 14 筆で 7,298.53 m ²	

詳細な場所につきましては別添の位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、大字岩倉字万太郎 26-1 はじめ畑 3 筆は昭和 20 年頃に自宅から遠く不便なため、杉を植林したものです。大字岩倉字天屋沢 865-7 はじめ畑 4 筆は、昭和 50 年に養蚕業の桑畑として使用していたが、廃業の為原野となったものです。大字岩倉字向小屋 8-1 はじめ畑 7 筆は、昭和 60 年に日当たりが悪く、人手不足で耕作を止めたために原野となったものです。大字上原字上高瀬 476-4 田 1 筆は自宅から遠く不便なうえ、人手不足で耕作を止めたために原野となったものです。現在は山林や原野化が進み、すでに農地性が失われているという状況です。非農地証明事務取扱要領に基づき、8 月 7 日、二瓶委員、伊藤重徳委員、安部会長の農業委員 3 名と事務局大谷部と鈴木で現地確認を行いました。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 3 7 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 1 8 条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字遠山沢三 102-2 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 15 筆で 1,676.15 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字遠山沢三 102-2 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 15 筆で 1,676.15 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字万太屋敷 26-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	畑 14 筆で 7,030.53 m ²	

1 番、2 番は山形県による売買での解約になります。3 番は病気療養の中のための解約になります。以上 3 件について説明致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第5報告第38号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字高柳 2582 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 2 筆で 10,348 m ²	
2 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字丹後屋敷 2975 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 3,362 m ²	
3 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	岩倉字向小屋 7-1 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 14 筆で 22,962.59 m ²	
4 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字東佐内屋敷 3835-2 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 3 筆で 24,029.00 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 3 月 16 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 11 月 8 日、あっせんの希望はありません。3 番は、相続によるもので、取得日は令和 3 年 10 月 22 日、あっせんの希望はありません。4 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 5 月 12 日、あっせんの希望があり、各地域に依頼をしている状態であります。以上、4 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第6報告第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する取り下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する取り下げについて説明させていただきます。

1 番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西谷地 3328	
	地目地積	田 1 筆で 297 m ²	

5 月の総会に許可申請を出されて頂きまして、県の方に申請しているところでしたが、取り下げ理由にありますように、事業計画の変更で当初、資金計画にて融資にて本人の自宅の前に建てる予定でしたが、その融資を取りやめて、来年度改めて自己資金で事業を始めるようでしたので、今回の申請を取りやめることでした。以上、説明させて頂きます。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 5 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。所有権移転が 2 件、賃貸借が 1 件になります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字上段 2689-2	
	地目地積	畑 1 筆で 516 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字向小屋 7-1 はじめ 20 筆	
	地目地積	田 20 筆で 15,664.06 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中向 5022	
	地目地積	田 1 筆で 881 m ²	

以上 3 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。1 番巻坂藤博委員

巻坂委員 1 番の案件ですが、〇〇〇は元々、手ノ子の〇〇〇の隣に住んでいまして、弟さんが亡くなって空き家になったので、住宅の方も〇〇〇が取得したようです。そこで畑も

一緒に取得してもらえないかということで取得したようでした。
3番の案件ですが、〇〇〇があまり体調が良くなく、誰か耕作して頂く人がいないかということで探していましたが、隣の〇〇〇が作付けしていましたので、お聞きしたところ、今年の種まきが終わっていたので、ソバを撒いているようです。10aあたり9,500円というの手ノ子地区の普通の金額になっていますし、土地改良費は地権者の〇〇〇が支払うようです。

議長 それでは、私の方から2番の案件について説明致します。先ほど、解約の説明になりましたが、その部分を含む農地になります。〇〇〇は長井市の方で、1年の半分は中津川に来ているということで、現地調査をしたところ転作がほとんどだったんですが、ここでわらびを作付けしていきたいということで、本人納得の総額20万円でした。水路もないので、妥当だと思います。皆さんもご存知だと思いますが、中津川の奥の方で、鳥獣被害もあるようですので、この辺が妥当だと思いますので、皆さんのご審議をお願いします。これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくをお願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山ノ下2635	
	地目地積	田1筆で7,549㎡	

転用理由としましては、砂利採取としての一時転用となっております。位置図を添付しておりますが、3月の総会の方に申請させていただきました砂利採取地の隣の土地となっております。補足説明をさせていただきます。資金計画につきましては、土地造成費754,900円、その他含めて20,736,540円。こちらにつきましては自己資金で対応する予定です。排水取水排水計画につきましては、取水については、取水せず、汚水についても該当なし、また、生活排水についても該当なしで雨水につきましては地下浸透となっております。続いて被害防除計画につきまして造成の有無はなし。また、

法面に対する土地も特段予定はなっておりませんが、近傍農地の日照及び通風等周辺農地への営農条件の影響につきましても、建物等の建設を行わないということで該当なしとなっております。こちら砂利採取の一時転用ということで8月20日に町の農地等砂利採取協議会の方を開催させていただきまして、現地の方を長岡委員とともに確認させていただきまして協議会のほう開催させていただき、特段問題なしということで、意見の方をいただいております。私の方から説明させていただきましたのでご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。5番長岡賢市委員

長岡委員 　この申請地につきましては、現在、工事しているちょうど西側になります。8月20日に協議会が開催されましたが、近隣住民の方に、苦情などあるのか聞いてみたんですが、特段何もないということで、同じようにして頂ければ問題ないという意見を頂きました。意見書を提出していただけるようですので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 　　これより質疑に入ります。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　全員賛成です。よって承認することに決定することに決定しました。続きまして、日程第9議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。利用権設定は1件であります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字神倉南 5474	
	地目地積	田1筆で1,841㎡	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。1番巻坂藤博委員

巻坂委員 再設定ですけれども、〇〇〇と〇〇〇というのは、親戚関係にありまして、〇〇〇の圃場が〇〇〇の圃場の隣にあたっていますが、〇〇〇の圃場が農道に面していませんので、〇〇〇以外作付けができないようでした。この件、〇〇〇にお聞きしましたら米30キロで耕作すると了承していただきましたので、どうかご審議の方よろしくお願ひします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。事務局説明に質疑、意見等ありましたらお願ひいたします。

議 長 格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第14回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前9時55分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年8月26日

議 長 安部 敦幸

署名委員 (9番) 二瓶 幸浩

署名委員 (1番) 巻坂 藤博